

2020年1月20日作成

弁護士報酬は、通常の場合「着手金」と「報酬金」に分けられています。

「着手金」は、依頼者や相手方の請求金額等（経済的利益）に基づいて計算され、依頼された事件の解決内容にかかわらず、事件の着手時にご入金頂きます。

「報酬金」は、裁判や和解で認められた金額等（経済的利益）に基づいて計算され、事件終結時にご入金頂きます。

その他に「実費等」とは、着手金・報酬金とは別に、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料、保証金、保管金、供託金、その他委任事務処理に要する費用がございます。

当事務所では、報酬規程（旧大阪弁護士会報酬規程に準じています）を定めており、事件を受任するにあたっては、事前に具体的な弁護士費用の金額をご説明致します。なお、一般的な計算方法は以下のとおりです。また、事案及びご依頼者様の資力によって、法テラスの利用も可能ですのでご相談ください。

一般的な民事事件の着手金及び報酬金は、基本的には「経済的利益」の額を基準として、算定します。事件の内容により増減額いたしますので、詳細は相談時にお問い合わせください。なお「経済的利益」とは着手金の計算の時は請求額等の金額となり、報酬金の計算の時は、成功の度合い（裁判等で認められた金額）で計算されます。

「経済的利益」の額	着手金(税抜)	報酬金(税抜)
・ 300万円以下の場合	8%	16%
・ 300万円を超え 3,000万円以下の場合	5%+9万円	10%+18万円

例：300万円の慰謝料を請求する訴訟を提起する場合（経済的利益は300万円となります）

・ 着手金

300万円×8%＝24万円（消費税抜）

・ 報酬金

300万円について全額勝訴した場合

300万円×16%＝48万円（消費税抜）

和解によって、250万円を支払う和解が成立した場合

250万円×16%＝40万円（消費税抜）

全部敗訴した場合

最初にいただいた着手金以外の報酬はいただきません。

